児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のとおり制定する。

令和 7 年 9 月 1 日提出 川崎市長 福 田 紀 彦

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(川崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正)

第1条 川崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する 条例(平成24年川崎市条例第54号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項第1号中「保育士(」の次に「児童福祉法等の一部を改正する法律(令和7年法律第29号)附則第15条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第12条の規定による改正前の」を加える。

(川崎市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正)

第2条 川崎市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する 条例(平成24年川崎市条例第55号)の一部を次のように改正する。 第5条第1項第3号中「保育士(」の次に「児童福祉法等の一部を改正する法律(令和7年法律第29号)附則第15条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第12条の規定による改正前の」を加える。

第43条第1項中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」 に改める。

(川崎市一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第3条 川崎市一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例(令和7年川 崎市条例第28号)の一部を次のように改正する。

第13条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

第18条第1項中「保育士(」の次に「児童福祉法等の一部を改正する法律(令和7年法律第29号)附則第15条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第12条の規定による改正前の」を加える。

(川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第4条 川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年 川崎市条例第56号)の一部を次のように改正する。

第11条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

第29条第6項中「保育士(」の次に「児童福祉法等の一部を改正する法律(令和7年法律第29号)附則第15条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第12条の規定による改正前の」を加える。

(川崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準 に関する条例の一部改正)

第5条 川崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の

基準に関する条例(平成26年川崎市条例第34号)の一部を次のように改正する。

第6条第3項の表備考第1項中「第18条の18第1項(国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)第12条の5第8項において準用する場合を含む。)の登録(」を「第18条の18第3項に規定する保育士登録(児童福祉法等の一部を改正する法律(令和7年法律第29号)附則第15条第3項に規定する旧国家戦略特別区域限定保育士登録を含む。」に改める。

(川崎市認定こども園の認定の要件を定める条例の一部改正)

第6条 川崎市認定こども園の認定の要件を定める条例(平成30年川崎市条例第14号)の一部を次のように改正する。

第3条第5号ア中「第18条の18第1項(国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)第12条の5第8項において準用する場合を含む。)の規定による保育士又は国家戦略特別区域限定保育士の登録(」を「第18条の18第3項に規定する保育士登録(児童福祉法等の一部を改正する法律(令和7年法律第29号)附則第15条第3項に規定する旧国家戦略特別区域限定保育士登録を含む。」に改める。

(川崎市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正)

第7条 川崎市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準等に関する条例(平成 26年川崎市条例第35号)の一部を次のように改正する。

第13条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

第26条第2項中「保育士(」の次に「児童福祉法等の一部を改正する法律(令和7年法律第29号)附則第15条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第12条の規定による改正前の」を加える。

(川崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する

条例の一部改正)

第8条 川崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例(平成26年川崎市条例第36号)の一部を次のように改正する。

第25条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号(幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員及び管理者にあっては認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員及び管理者にあっては学校教育法第28条第2項の規定により読み替えて準用する認定こども園法第27条の2第1項各号)」に改める。

(川崎市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第9条 川崎市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例(令和 7年川崎市条例第41号)の一部を次のように改正する。

第14条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

第23条第1項中「保育士(」の次に「児童福祉法等の一部を改正する法律(令和7年法律第29号)附則第15条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第12条の規定による改正前の」を加える。

(川崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部 改正)

第10条 川崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例 (平成26年川崎市条例第54号)の一部を次のように改正する。

第9条第3項第1号中「保育士(」の次に「児童福祉法等の一部を改正する法律(令和7年法律第29号)附則第15条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第12条の規定による改正前の」を加える。

第11条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改

める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

参考資料

制定要旨

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例の整理を行うため、この条例を制定するものである。